

議 案 参 考 資 料

[令和 6 年第 3 回定例会(9 月)]

[担当課(室)係]

下水道課 業 務 係

議案名

議案第 56 号 桐生市小規模汚水処理場設置条例を廃止する条例案

趣旨・目的

公共下水道の整備により、川内町に設置している桐生市新堀住宅団地汚水処理場が廃止され、本条例の適用を受ける小規模汚水処理場がなくなったことから、条例を廃止するものです。

概 要

公共下水道の継続的な整備により、川内町の新堀住宅団地処理区域一帯が公共下水道に接続されたことに伴い、同地内に設置している桐生市新堀住宅団地汚水処理場が廃止され、本市に小規模汚水処理場に該当する施設はなくなりました。このため、条例を廃止しようとするものです。

(施行期日：公布の日)

背景・経過

小規模汚水処理場は、下水道が整備されていない地域における汚水処理手法の一つであり、主に住宅団地に設置する汚水処理施設です。

本市の小規模汚水処理場は、昭和 48 年に渡良瀬団地汚水処理場が設置され、その後、熊ノ林汚水処理場、間々通住宅団地汚水処理場、新堀住宅団地汚水処理場、相生町三丁目汚水処理場等が設置されました。公共下水道の継続的な整備により、渡良瀬団地汚水処理場、熊ノ林汚水処理場、相生町三丁目汚水処理場がそれぞれ廃止され、平成 27 年に間々通住宅団地汚水処理場が廃止されて以降は新堀住宅団地汚水処理場のみとなっていました。